

大規模園芸経営体育成事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城の将来ビジョン及びみやぎ食と農の県民条例基本計画に掲げる園芸産出額目標の早期達成に向け、産出額の拡大に寄与する先進技術を有する園芸施設及び機械等の整備に関する事業計画の認定を受けた県内の農業法人が行う事業に要する経費について、発展税を活用してその一部を補助するとともに、当該事業計画を総合的に支援することにより、将来にわたり本県の園芸生産の主要な担い手となる年間販売金額1億円を超える大規模園芸経営体を育成し、本県農業振興の一助となるため実施する、大規模園芸経営体育成事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において知事が認定する事業実施計画とは、県内で園芸生産を行い、売上高の増大を目指す農業法人が、先進技術を有する園芸生産施設及び機械等を整備又は取得することにより、年間販売金額1億円以上及び雇用増加を目指すための計画をいう。

2 この要領において農業法人の定義は別表1のとおりとする。

(事業の内容)

第3 当該事業の内容、事業実施主体、対象品目、採択要件等は、別表2のとおりとする。

(申請)

第4 当該事業に基づく事業実施計画認定を希望する事業実施主体（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(事業審査会の設置)

第5 知事は、事業実施計画の評価にあたって、外部専門家や有識者からなる事業審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 前項の規定による審査会の設置に関しては、知事が別に定めるものとする。

(審査)

第6 知事は、第4の申請を受理したときは、速やかに内容を調査し、その事業実施計画の審査を審査会に依頼するものとし、その審査方法については、別に定める。

2 審査会は、前項の規定により依頼を受けた場合は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 事業内容、目標の妥当性及び実現可能性
- (2) 生産技術の高度性及び達成目標の実現可能性
- (3) 売上計画及び収支計画の妥当性
- (4) 資金計画の妥当性
- (5) その他必要と認められる事項

3 審査会の開催に当たっては、事前に審査会に附する事業実施計画を決定するための予備審査を実施することができ、その方法は別に定める。

4 予備審査及び審査会において、申請内容に虚偽が認められた場合は申請を差し戻すことができる。

(認定)

第7 知事は、第4の規定により申請があった場合は、第6第2項の規定による審査結果を参考に、事業実施計画の認定の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(支援施策等)

第8 第7の規定により知事の認定を受けた事業実施主体（以下「認定事業実施主体」という。）は、大規模園芸経営体育成事業費補助金を申請することができるものとする。

(事業の着手)

第9 事業の着手（施設及び機械等の入札・発注を含む。）は、原則として、当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、認定事業実施主体は、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、別記様式第2号を知事に提出するものとする。

この場合、認定事業実施主体は、当該補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らが負担することを了知の上で行うものとする。

2 認定事業実施主体は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日を記入するものとする。

(事業の指導推進)

第10 県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、指導推進体制を整備し、事業実施主体等との間に緊密な連携を図りながら、他の計画、事業との整合及び関連に配慮するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 地方振興事務所は、農業改良普及センター等関係地方機関及び関係農業団体との緊密な連携の下に、事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。

(事業計画の変更等)

第11 認定事業実施主体は、やむを得ない事情により認定を受けた事業実施計画の内容を変更する場合には、事前に知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記し、別記様式第3号により知事の承認を受けるものとする。ただし、変更が軽微なものであって、事業実施計画全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

2 認定事業実施主体は、事業実施計画全体に著しい変更を及ぼさない軽微な変更であっても、認定を受けた事業実施計画の内容に変更が生じる場合には、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記し、知事に報告するものとする。

3 認定事業実施主体は、事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、事前に知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記し、別記様式第4号により知事の承認を受けるものとする。

4 知事は、第7の規定により認定を受けた事業実施計画に虚偽の記載があった場合又は当該認定を受けた事業実施計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(報告及び調査)

第12 認定事業実施主体は、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在の事業実施計画の実施状況を、翌月20日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告を受け事業実施計画に遅れや問題が生じていると認めるときは、当該認定事業実施主体に対し助言等を行うことができるものとする。

3 知事は、特に必要と認めた場合には、認定事業実施主体に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

(実績報告)

第13 認定事業実施主体は、補助事業を完了したときは、完了の日から一か月を経過した日又は事業実施年度の3月5日の早い期日までに、大規模園芸経営体育成事業費補助金交付要綱第7に定める補助

事業実績報告書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(事業実施状況の報告等)

第14 認定事業実施主体は、事業実施翌年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を別記様式第5号により、報告年度の翌年5月末日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の規定により報告を受けた場合、その内容を点検評価し、必要に応じて認定事業実施主体を指導できるものとする。

(事業の評価)

第15 認定事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に掲げた達成目標について評価を行い、別記様式第6号により、その結果を知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の規定により報告を受けた場合、その内容を点検評価し、必要に応じて事業実施状況報告の継続を求めるなど、認定事業実施主体を指導できるものとする。

(書類の提出経由)

第16 この要領により知事に提出する書類は、事業実施箇所を所轄する地方振興事務所長（以下「所長」という。）を経由するものとし、所長はその写しを保管するものとする。

2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する所長を経由するものとする。

(その他)

第17 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月18日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年3月20日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月8日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 (第 2 第 2 項関係)

「農業法人」の定義

農業法人						
農事組合法人 (農業協同組合法)		会社法人 (会社法)				
(1号法人) 農業に係る共同 利用施設の設置 又は農作業の共 同化に関する事 業を行う法人	(2号法人) 農業経営を 行う法人	株式会社		持分会社		
		株式の譲渡 制限のある ものに限る	有限会社 (会社法の施行 に伴う関係法律 の整備等に関す る法律)	合名会社	合資会社	合同会社
農地所有適格法人 (農地法)						

(参考)

農業法人：

法人形態によって農業を営む法人。農業に併せ農作業の請負や農産加工など農業に付随する事業も併せて行う法人も含む

農事組合法人：

農業協同組合法(第 72 条 10)に規定される組合型の法人。農業生産活動の共同化により、組合員の共同利益を増進することを目的とした法人

1号法人：機械・施設等を共同利用するために設立した法人(農地所有適格法人の要件を満たさなくてもよい。)

2号法人：農業経営を行う法人

農地所有適格法人：

農地法上で規定された名称。下記 4 つの要件のすべてを満たしていること(農地法第 2 条第 3 項)

【法人の組織】

農事組合法人(2号法人)、株式会社(公開会社でないものに限る。従前の有限会社が含まれる)、持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)のいずれかであること

【事業の限定】

主たる事業(総売上高の半分以上)が農業(関連事業を含む)であること

【構成員の資格】

その法人に農地等の所有権若しくは使用収益権を移転・設定した個人、その法人の農業(関連事業を含む。)の常時従事者(原則 150 日以上従事)、地方公共団体、現物出資を行った農地保有合理化法人又は農業協同組合等、法人の行う事業に係る物資や役務について継続的取引関係にある個人及び法人、法人の事業に寄与する者

【役員に関する要件】

役員のうち、1人以上が、その法人の行う農業に必要な農作業に従事する者(原則 60 日以上従事)であること

農地：

農地法で定義される耕作の目的に供される土地

別表2 (第3関係)

事業名	大規模園芸経営体育成事業
事業実施計画内容	宮城の将来ビジョン及びみやぎ食と農の県民条例基本計画に掲げる園芸産出額目標の早期達成に向け、先進技術を有する園芸施設及び機械等を整備又は取得することにより、年間販売金額1億円以上及び雇用増加を目指すための計画。
事業内容	大規模園芸経営体育成事業実施計画の達成に必要な先進技術を有する園芸施設及び機械等の整備又は取得 ※ 土地の取得は除く。(施設整備箇所が水田転作ほ場である場合に限り、盛土、客土等の小規模基盤整備に係る経費も対象とする。) ※ 汎用性の高い機械等を除く ※ 水道引き込み工事、下水道工事、電源一次工事等は除く ※ 消火器、標識設備工事、届出費及び検査費等は除く ※ 修繕、更新及び移設費用は除く ※ 生産に該当しない施設及び機械等は除く
事業実施主体	県内で園芸生産を行っており、年間販売金額1億円以上を目指す農業法人。 (事業実施年度において設立、登記する場合は、交付決定前に登記完了していること。交付決定前に事前着手する場合は着手前に登記完了していること。) ※ 県税に滞納や未納がないこと。 ※ 農地を利用する場合は、交付決定前に農地所有適格法人又は認定農業者の要件を満たすこと。交付決定前に事前着手する場合は、交付決定前着手届の提出前に農地所有適格法人又は認定農業者の要件を満たすこと。
対象品目	みやぎ園芸特産振興戦略プランに掲げる重点振興品目(県戦略品目及び地域戦略品目) 主な経営品目として過去3年以上の栽培実績、若しくはそれに相当する栽培経験があるもの。
採択要件	以下に掲げるすべての要件を満たした大規模園芸経営体育成事業実施計画を策定し、知事の認定を受けること。 1 事業導入年の過去3か年の年間販売金額(売上高)が1億円未満であること。 2 事業実施後、目標年次の年間販売金額(売上高)が3千万円以上増加し、かつ1億円を上回ることが見込まれる計画であること。 3 雇用者が1名以上増加すること。 4 生産販売計画、収支・資金繰り計画、雇用導入計画、施設及び機械等の整備又は取得計画が適切なものであること。 5 施設園芸にあつては、すでに環境計測機器等を設置して環境制御技術に取り組んでいること。又は取り組むこと。みやぎ環境制御技術交流ネットワーク(令和3年7月28日設立)に加入するなど、環境制御技術セミナー等に積極的に参加し、環境制御技術の向上に努めること。また、知事から環境制御装置等で記録したデータの提供依頼を受けた際は応じること。 6 大規模露地園芸にあつては、機械化一貫体系等であること。